

## 司会者はこう見た

大阪大学文書館設置準備室 菅 真城

「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）が2009年6月に制定され、7月に公布された。このことは、大会趣旨説明にあるように、「われわれ全史料協にとって最大の出来事」であることは、誰しも異存がないことであろう。「今大会では、この法律をめぐる議論することが一つの柱」であり、全体会1報告Iの梅原康嗣報告は、これに対応して用意されたものである。

梅原報告は、「わたくしたちのアーカイブズ」の今ある位置はどこなのか、公文書管理

法の制定、これからの公文書管理と公文書館制度、公文書館設置に向けての戦略、の大きく四つのテーマから構成されていた。

梅原氏は、国立公文書館公文書専門官でいらっしゃるが、公文書管理法について解説されたうえで、私案という形で、今後わたくしたちの進む道を提示された。梅原氏は、公文書館設置に向けての戦略として、川上からの流れを作り「文書管理整備の結果としての公文書館設置」、「館」よりもまず「機能」ということを指摘された。これは、梅原報告のみでなく、期せずして福島大会での多くの報告で指摘されたことでもある。調査・研究委員会で積極的に検討されているようであるが、ここに今後の全史料協が目指す道筋が示されているように思われる。

大会では議論にならなかったが、国立大学法人に所属している筆者が気になっている事柄を指摘しておきたい。今回の公文書管理法は、独立行政法人等も対象機関であり、国立大学法人もこれに含まれる。公文書管理法（第十一条第4項）では、「独立行政法人等は、保存機関が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。」と規定されている。法的枠組みとしては、独法から国立公文書館への法人文書移管の道が開かれた。しかし、梅原氏が報告で言われていたが、現在の国立公文書館の体制では独法から国立公文書館への法人文書の移管は困難である。すると独法の文書はどうなるのか？独法独自のアーカイブズがない限り、法人文書は廃棄しなければならないなくなるのである。国立大学87大学のうち、大学アーカイブズがある大学はわずかに7大学のみであり、残りの大多数の大学は、公文書管理法の施行に伴い、法人文書の大量廃棄の危機に直面しているのである。

国立大学の場合、公文書管理法の施行に伴い、図書館等が国立公文書館に類する施設と

して政令の指定を受けるものと思われる。これは情報公開法の時と同じである。しかし、現状では、国立大学附属図書館で公文書館機能を果たしているところはないし、今後それを望むことも困難である。文書を作成・管理する事務局にも、法人文書管理という意識は希薄である。「川下」（アーカイブズ）からアプローチしなければ、「川上」（文書管理）に行き着かない現実がある。公文書「館」を持たない独法が、どのようにして公文書館「機能」を発揮するかは大きな課題である。

今回の公文書管理法をめぐる議論をみると、直接的には国の機関を念頭に議論されており、地方公共団体においては、第三十四条の努力義務規定を受けてどう対応するかが検討されているように思われる。全史料協には、機関会員となっている独立行政法人等は存在しない。しかし、独立行政法人等の記録管理・保存について考えることも、「わたくしたちのアーカイブズ」を考えるうえで欠かせない事柄であろう。